別紙１

１　除雪機械運転員資格基準

（１）　運転員は、道路交通法に規定する該当の運転に必要な免許を所有していること。

（２）　運転員は、前項によるほか、下記に該当する必要な資格を有していること。

所有すべき免許　　大型特殊免許

必要な資格　　建設機械施工管理技士　　※１

車両系建設機械運転技能講習修了　※２

実務経験年数　　除排雪作業経験年数　１年以上

※１　この基準において「建設機械施工管理技士」とは、建設業法施行令第34条に規定する建設機械施工管理の技術検定に合格した者をいう。

※２　この基準において「車両系建設機械運転技能講習」とは、労働安全衛生規則第79条別表６に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

２　除雪出動作業基準

（１）　道路除雪出動基準と同様に降雪量10cm以上、あるいは降雪量５cm程度で10cm以上になると予想される場合に出動し、概ね午前８時までに完了するものとする。

また、局地的な降雪等の異常時には速やかに作業を開始し、完了するようにする。

（２）　施設管理者から出動要請された場合は、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

※１（抜粋）

第34条　法第27条第１項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目に区分し、当該検定種目ごとに同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工管理	建設機械の統一的かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

※２（抜粋）

第79条　法別表第18第１号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第６のとおりとする

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	一　学科講習 イ　走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ　作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ　運転に必要な一般的事項に関する知識 ニ　関係法令 二　実技講習 イ　走行の操作 ロ　作業のための装置の操作